

基徴収発 0331 第 1 号
平成 27 年 3 月 31 日

都道府県労働局
総務部(労働保険徴収部)
労働保険徴収主務課(室)長 殿

労働基準局労働保険徴収課長

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行に係る留意すべき事項について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 45 号。以下「改正省令」という。）の施行については、平成 27 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 6 号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」により通達されたところであるが、この具体的取扱い等については下記のとおりであるので、貴下職員に周知の上、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

1 請負による建設の事業であって賃金総額を正確に算定することが困難なものについての賃金総額の算定方法

(1) 単独有期事業における留意点

ア 改正省令の施行後における基本的な取扱い

平成 27 年 4 月 1 日以降に労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る保険関係が成立した事業についての賃金総額の算定については消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等相当額」という。）を除いた請負金額に改正後の労務費率を乗ずるものとする。

保険料の申告においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収則」という。）様式第 6 号（乙）「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の「⑧請負金額の内訳」欄の「(ニ) 請負金額 ((イ) + (ロ) - (ハ))」欄に、別紙 1-1 に示すとおり、消費税等相当額を除いた請負金額を記入すること。

一方、平成 27 年 3 月 31 日以前に労災保険に係る保険関係が成立した事業についての確定保険料額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、消費税

等相当額を含めた請負金額に当該事業が成立したときの労務費率を乗ずるものとする。

イ 注意を要する事項

(ア) 消費税に係る暫定措置の適用について

平成25年10月1日から平成27年3月31日までに労災保険に係る保険関係が成立した事業については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第49号。以下「平成26年省令」という。）により設けていた消費税に係る暫定措置（請負金額に108分の105を乗ずることとしていたもの）が適用されることに留意すること。

保険料の申告においては、平成26年省令による消費税に係る暫定措置が適用される場合、徴収則様式第6号（乙）「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の「⑧請負金額の内訳」欄の「(ニ) 請負金額 ((イ) + (ロ) - (ハ))」欄については、別紙1-2に示すとおり、当該(ニ)欄を2段に分割し、上段には消費税等相当額を含めた請負金額を、下段には上段の額に108分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を記入させること。

なお、平成25年9月30日以前に成立した事業についての消費税に係る暫定措置の適用関係については、別紙2を参照すること。

(イ) 請負金額の増額が生じた事業の取扱いについて

平成25年9月30日以前に事業を開始し平成27年4月1日以降に終了した事業のうち、平成25年10月1日以降に請負金額の増額が生じた場合の賃金総額の算定については、事業全体の請負金額（消費税等相当額を含む。）から同日以降に増額された額（消費税等相当額を含む。）に108分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）を減じた額に労務費率を乗ずるものとなること。

保険料の申告においては、上記(ア)と同様の取扱いであるものの、この場合、徴収則様式第6号（乙）「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」の「⑧請負金額の内訳」の(ニ)の欄の下段に記入する額は、別紙1-3「請負金額内訳書（乙）（有期事業）」の④の額とするとともに、当該内訳書を申告の際に添付させること。

(2) 一括有期事業における留意点

ア 平成27年度年度更新

(ア) 平成26年度確定保険料の申告

平成26年度確定保険料額の算定に際し用いる賃金総額の算定に当たり、労務費率については、一括された個々の事業ごとに当該事業の成立したときの労務費率を用いることとし、消費税に係る暫定措置については、一括された個々の事業の成立時期にかかわらず、平成26年省令による消費税に係る暫定措置が一律に適用されることに留意すること。

保険料の申告においては、確定保険料の申告の際に提出される徴収則様式第7号（甲）「労働保険一括有期事業報告書（建設の事業）」については、平

成 26 年度に労災保険に係る保険関係が消滅した事業が対象となることから、別紙 1 - 4 に示すとおり、同一の労務費率ごとに「①請負金額の内訳」欄の「請負金額」の計の欄を 3 段に分割し、上段には賃金で算定する工事分の請負金額を、中段には消費税等相当額を含めた請負金額を、下段には中段の額に 108 分の 105 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を記入させること。

次に、「③賃金総額」の計の欄を 3 段に分割し、上段には賃金で算定する工事の賃金総額の合計額を、中段には請負金額で算定する個々の工事ごとの賃金総額の合計額を、下段には「請負金額」の計の欄の下段の額に当該労務費率を乗じて得た額を記入させること。

なお、個々の工事については、消費税等相当額を含めた請負金額及びこれを基に算定した賃金総額を記入すれば足り、上記取扱いをする必要はない。

「一括有期事業総括表（建設の事業）」への転記については、徴収則様式第 7 号（甲）の「②請負金額」の計の欄の下段及び「③賃金総額」の計の欄の下段の額を記入すること。

また、徴収則様式第 6 号（甲）「労働保険概算・確定保険料申告書」の「⑧保険料・一般拠出金算定基礎額」欄には、異なる労務費率ごとに算定した賃金総額の合計額を記入させること。

（イ）平成 27 年度概算保険料の申告

平成 27 年度の概算保険料の申告に際して、保険料算定基礎となる賃金総額の見込額が平成 26 年度の賃金総額の 100 分の 50 以上 100 分の 200 以下である事業の場合、平成 27 年度の賃金総額の見込額は平成 26 年度の確定保険料の額の算定基礎となった賃金総額となる。

賃金総額の見込額が上記の範囲内に収まらないことが見込まれる場合には、消費税に係る暫定措置は適用せずに賃金総額の算定をすること。

イ 平成 28 年度以降の年度更新

（ア）確定保険料の申告

賃金総額の算定において、請負金額に消費税等相当額を含むか否か、消費税に係る暫定措置を適用するか否かは、一括有期事業として一括される個々の有期事業ごとに工事期間を確認して行うこと。個々の工事期間により、それぞれの取扱いが混在するケースがあり得るので留意すること（具体的には別紙 2 を参照すること。）。また、具体的な申告方法については別途通知する。

（イ）概算保険料の申告

平成 27 年度年度更新の取扱いと同様とすること。

2 電子申請での申告の取扱いについて

電子申請での申告の取扱いについては別途通知をする。

3 関係通達の改正について

改正省令の施行に伴い、「第三種特別加入保険料申告内訳等の提出について」（昭和53年3月3日付け労徴発第9号。以下「課長通知」という。）を次のとおり改正し、平成27年4月1日から実施することとしたので、留意すること。

なお、改正前の課長通知別紙1「第三種特別加入保険料申告内訳」（海特様式第1号）による用紙は、当分の間、「第三種特別加入保険料率」欄を修正して使用させることとして差し支えない。

課長通知別紙1「第三種特別加入保険料申告内訳」（海特様式第1号）を別紙3に改める。

9 様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (乙) (1) (表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

有期事業 (一括有期事業を除く。)
27年8月16日

標準字体 0123456789
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
O・C・R枠への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

種別 32702 ※修正項目番号

労働保険特別会計歳入徴収官殿

提出用

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げて下さい。)

①労働保険番号	137XXXXXX-003	※各種区分	731
②保険年		③労働関係等区分	
④事業又は作業の種類	建築事業 (OX印)	業種	

② 保険年 ④ 事業又は作業の種類

(事業に使用する物の支給、又は機械器具等の貸与を受けた場合) 請負代金に加算する額は消費税等相当額を含まない金額を記入する。

(事業の種類が「機械装置の組立て又は据付けの事業」、かつ告示で定める工用物の価額が請負代金に含まれる場合) 控除する額は消費税等相当額を含まない金額を記入する。

消費税等相当額を含まない請負金額を記入する。

⑤ 請負金額の内訳	190,000,000	⑥ 請負金額(イ)+(ロ)	190,000,000	⑦ 労務費又は労務賃の額	23
-----------	-------------	---------------	-------------	--------------	----

⑧ 算定期間	27年4月2日 から 27年7月2日 まで	⑨ 保険料率	1000分の 11
⑩ 保険料算定基礎額	43,700	⑪ 確定保険料額(⑩×⑨)	480,700
⑫ 差引額		⑬ 申告済概算保険料額	
⑭ 一般拠出金算定基礎額	43,700	⑮ 一般拠出金率	1000分の 0.02
⑯ 一般拠出金		⑰ 一般拠出金(⑭×⑮)	874

⑱ 算定期間	年月日 から 年月日 まで	⑲ 保険料率	1000分の
⑳ 保険料算定基礎額又は増加後の保険料算定基礎額の見込額		㉑ 概算保険料額又は増加後の概算保険料額(⑱×⑲)	
㉒ 差引納付額(㉑-㉒)		㉓ 延納の申請 納付回数	

㉔ 概算保険料又は増加概算保険料の期別納付額	第1期(初期) 円 第2期以降 円	㉕ 今期納付額	(イ) 概算保険料又は増加概算保険料 円 (ロ) 確定保険料 0 円 (ハ) 一般拠出金 874 円
------------------------	----------------------	---------	--

※修正項目 (高数・カナ)

⑬⑭⑮の(ロ)、⑰⑱の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい
⑲の(ハ)、㉑⑳㉒欄は事業開始が平成19年4月1日以降の場合に記入して下さい

㉖ 発注者 (立木の伐採の事業の場合は立木所有者等) の住所又は所在地及び氏名又は名称	住所又は所在地 新宿区大久保X-XX-XX 氏名又は名称 株式会社OX不動産	郵便番号 169-XXXX 電話番号 03-XXXX-XXXX
---	---	------------------------------------

㉗ 所在地	新宿区致寿寺町X-XX-XX	㉘ (イ) 住所 (法人の上記は立木の事業所の所在地)	新宿区新大久保X-XX-XX	郵便番号 169-XXXX
業名	☆☆建設株式会社 OX印建設工事	(ロ) 名称	☆☆建設株式会社	電話番号 03-XXXX-XXXX
		(ハ) 氏名 (法人の上記は代表者の氏名)	代表取締役 OO 太郎	記名押印又は署名 (OX印)

9 様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (乙) (1) (表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

有期事業 (一括有期事業を除く。) 27年4月16日

標準字体 0123456789
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR棒への記入は上記の「標準字体」でお願います。

種別 32702 ※修正項目番号

労働保険特別会計繰入徴収取扱

提出用

(なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返しマークの所で折り返して下さい。)

①労働保険番号 131XXXXXXX-003 (項上)

② 概算・増加概算・確定保険料 ③ 労働費率 (事業の種類が「機械装置の組立て又は据付けの事業」かつ告示で定める工事用物の価額が請負代金に含まれる場合) ④ 請負代金 (事業に使用する物の支給、又は機械器具等の貸与を受けた場合) ⑤ 労務費率 (労働者の給与等) ⑥ 労務費率又は労働費率 (労務費率で算定する場合、⑧(二)欄の下段の額に⑥欄の率を乗じる)

⑦ 請負金額の内訳 (イ) 請負代金の額 253,000,000 (ロ) 請負代金に加算する額 (ハ) 請負代金から控除する額 (ニ) 請負金額(イ)+(ロ)-(ハ) 253,000,000 245,972,222

⑧ 確定保険料 ⑨ 算定期間 26年11月1日 から 27年4月9日 まで ⑩ 保険料率 1000分の13 ⑪ 保険料算定基礎額 51,654 ⑫ 確定保険料額(⑪×⑩) 671,502 ⑬ 申告済概算保険料額 671,502

⑭ 一般拠出金算定基礎額 51,654 ⑮ 一般拠出金率 1000分の0.02 ⑯ 一般拠出金(⑭×⑮) 1033

⑰ 増加概算 ⑱ 算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで ⑲ 保険料率 1000分の ⑳ 保険料算定基礎額又は増加後の保険料算定基礎額の見込額 ㉑ 概算保険料額又は増加後の概算保険料額(⑱×⑲) ㉒ 申告済概算保険料額

㉓ 概算保険料又は増加概算保険料の期別納付額 第1期(初期) 円 第2期以降 円

㉔ 今期納付額 (イ) 概算保険料又は増加概算保険料 円 (ロ) 確定保険料 0 円 (ハ) 一般拠出金 1,033 円

㉕ 発注者 (立木の伐採の事業の場合は立木所有者等) の住所又は所在地及び氏名又は名称 住所又は所在地 練馬区上石神井X-XX-XX 郵便番号 177-XXXX 氏名又は名称 株式会社〇〇不動産 電話番号 03-XXXX-XXXX

⑳ 所在地 練馬区上石神井X-XX-XX ㉙ (イ)住所 (法人の上記は立木の事業所の所在地) 練馬区上石神井X-XX-XX 郵便番号 177-XXXX ㉚ (ロ)名称 ☆☆建設株式会社 電話番号 03-XXXX-XXXX ㉛ (ハ)氏名 (法人の上記は代表者の氏名) 代表取締役 〇〇 太郎 記名押印又は署名 (イ) 印 (ロ) 印

請負金額内訳書(乙)(有期事業)

区 分		請 負 金 額 (円)
① 確定保険料申告時の請負金額		
② ①のうち、平成25年10月1日以後に増額された部分 (消費税額を含む。)に係る請負金額		
(内訳)	増額工事の契約締結日	年 月 日
	増額工事の契約締結日	年 月 日
	増額工事の契約締結日	年 月 日
③	$\text{②} \times \frac{3}{108}$	
④	① - ③	

注意

- この内訳書は、平成26年4月1日現在で保険関係が成立しており、かつ、平成25年9月30日以前に当該保険関係が成立した事業であって、平成25年10月1日以後に請負金額が増額された事業について使用します。
- この内訳書は、平成26年4月1日以後の確定保険料申告書の提出の際、申告書に添付して下さい。
- ③において、108分の3を乗じることによって1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げて下さい。

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険
一括有期事業報告書 (建設の事業)

正

労働保険番号	府県 所管 管轄			基幹番号				枝番号				1枚のうち 1枚目	
	X	X	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間				① 請負金額の内訳				②	③
								④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に加算する額	⑥ 請負代金から控除する額	⑦ 請負金額	⑧ 労務費率	⑨ 賃金総額
U邸増築工事	〇〇市X-XX-X			25年 7月 19日から 26年 11月 10日まで				円 (7,350,000)	円	円	④+⑤-⑥ 円 (7,350,000)		円 (965,520)
K邸新築工事	△△市X-XX-XX			25年 11月 25日から 27年 1月 10日まで				89,250,000			89,250,000	21	18,742,500
S邸新築工事	〇X市X-X-X			25年 5月 1日から 27年 2月 16日まで				94,500,000			94,500,000	21	19,845,000
(平成24年4月1日以降用掛工事分)	(小計)			年 月 日から							(7,350,000) 183,750,000 178,645,833		(965,520) 38,587,500 37,515,624
事業の種類	35 建築事業												計 38,481,144

上段は賃金で算定する額を括弧書きで、中段は消費税を含めた請負金額、下段は中段の額に108分の105を乗じて得た額を記入する(小数点以下切り捨て)

上段は賃金で算定する額、中段は請負金額で算定する個々の工事ごとの賃金総額の合計額、下段は「請負金額」欄の小計の下段の額に該当する労務費率を乗じて得た額

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

27年 6月 11日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX - XXXXX)
電話番号(XXX - XX - XXXX)
市X-XX-XX

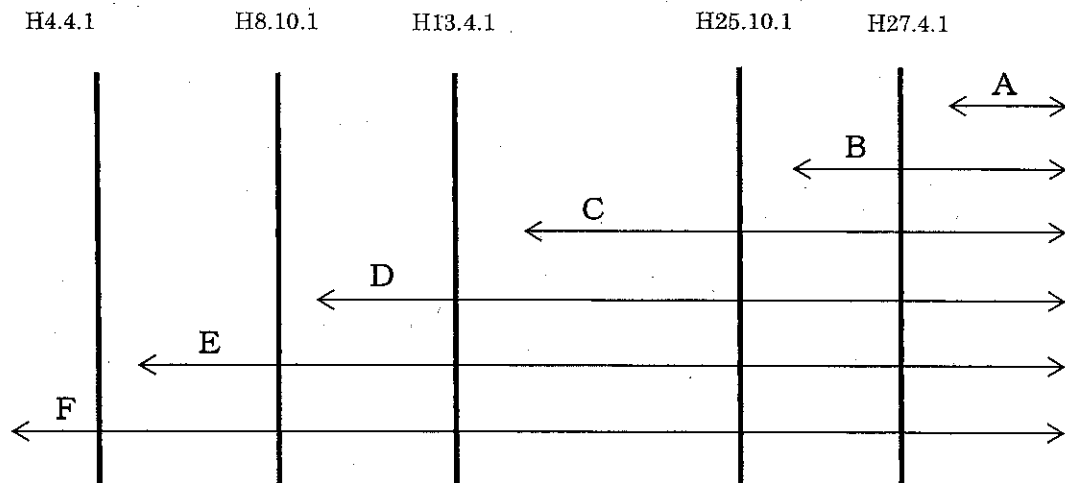
株式会社〇〇工務店
代表取締役 〇〇太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)
作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示
氏名 電話番号
記載欄

- [注意]
- ① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始以降に事業(工事)を開始したものを別表とすること。
 - ② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

消費税に係る暫定措置の適用等についての整理表

ケース	保険関係成立	消費税に係る 暫定措置の適用	請負金額
A	平成 27 年 4 月 1 日以降	なし	消費税等相当額を含まない
B	平成 27 年 3 月 31 日～ 平成 25 年 10 月 1 日	あり（請負金額に 105/108 を乗じる）	消費税等相当額を含む
C	平成 25 年 9 月 30 日～ 平成 13 年 4 月 1 日	なし	
D	平成 13 年 3 月 31 日～ 平成 8 年 10 月 1 日	あり（請負金額に 103/105 を乗じる）	
E	平成 8 年 9 月 30 日～ 平成 4 年 4 月 1 日	なし	
F	平成 4 年 3 月 31 日～ 昭和 63 年 12 月 30 日	あり（請負金額に 100/103 を乗じる）	



海特様式第1号

第3種特別加入保険料申告内訳

(海外派遣者)

平成 年度確定
平成 年度概算

労働保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹	番 号	枝番号
		1				3

給付基礎日額	保険料算定 基礎額	平成 年度確定保険料		平成 年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
25,000円	9,125,000円				
24,000円	8,760,000円				
22,000円	8,030,000円				
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円				
14,000円	5,110,000円				
12,000円	4,380,000円				
10,000円	3,650,000円				
9,000円	3,285,000円				
8,000円	2,920,000円				
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円				
5,000円	1,825,000円				
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小 計	特例計算以外の者	0 人	円	0 人	円
	特例計算の者	0 人	円	0 人	円
合 計		0 人	円	0 人	円
保険料算定基礎額総計		①	千円	②	千円
第3種特別加入保険料率		③	1,000分の4	④	1,000分の3
保 険 料 額		①×③		②×④	

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

郵便番号()

電話番号()

住 所

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事 業 主

記名押印又は署名

氏 名

印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(注) 概算保険料の記載にあたっては、申告時において特別加入の承認を受けている者のみを記載し、これから承認を受ける見込の者は記載しないこと。
確定保険料、概算保険料の上段には特例計算以外の者、下段には特例計算の者を記載すること。

労働保険
の
事務組合

郵便番号()
電話番号()

所在地

名 称

記名押印又は署名

代表者氏名

印

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)